

広報ひゅうが

人口

(11月1日現在)

男	25,365人	74人増
女	28,219人	61人増
計	53,584人	135人増
世帯数	15,300	56増



○……………として保存しましょう……………○

——今月の納付——

● 水利地益税 第1期

昭和50年

11月号

芸術の秋

さわやかな秋

ここ市役所前広場では、よくスケッチ大会が行われています。

今日も画用紙、絵の具を持ったよい子たちが訪れ、元気な顔をよせ合い、おもいおもいにとらえた風景を描きながら、「芸術の秋」を楽しんでいます。

昭和50年11月21日発行

(No. 246)

発行所 日向市役所

編集 総務課秘書広報係



畑浦地区（柏田慶治区長）では去る十月三十一日、午後七時三十分から畑浦公民館で、市政懇談会を開きました。

これは、公民館活動の一環として、畑浦公民館の本年度事業に計画されていたもので、会議には市側から市長、助役、収入役、教育長をはじめ関係課長など十五名が出席し、百人をこえる地区民のみなさんとヒザをまじえて話し合いました。

わたしたちはこうして 市政に参加しています —畑浦地区で市政懇談会—

会議は黒木実さんを座長にきめたあと、三人の代表者が、区画整理事業に関する問題をはじめ、日知屋小学校の分立校の設置計画、児童公園の設置について質問を行いました。

また、緑の工場づくりの促進、遊び場の整備、企業の防災対策など工業地帯に接する開発途上の地区らしい質疑があり、主婦の方からは、最近再びはでになりつつある冠婚葬祭のありかたについて、何等かの指導をして欲しいという要望があるなど、真剣な討議のもとに、意義ある懇談会となりました。

とくに、会議の運営が座長を中心に、きまりよく行われ、予定時間内で充実した内容に終わったことが、今までにないよい例となりました。

さらに、市民として市政に参加しながら、自分たちの要求を通じて、市政に協力すべきことについては、積極的に協力し、住みよい町づくりを行うという姿勢が、強くうたがわれ、住民自治へのいぶきが感じられました。

- ### ① 納税義務者（納めなければならないか）
- 均等割と法人税割の課税を有する法人は、均等割と法人税割の両方が課税されます。
- ア、日向市に寮などを有する法人で、市内に事務所または事業所を有しないもの
- イ、日向市に事務所、事業所または寮などを有する法人でない法人および財団で代表者や管理人の定めがあるもの
- ### ② 法人市民税の算出
- ア、均等割
- (A) 資本金一千万円をこえる法人および保険業法による相互会社：年額四千万円
- (B) (A)以外の法人：年額二千四百円
- イ、法人税割
- 別表のとおり
- ### ③ 申告と納期
- 均等割のみ課税される法人は毎年四月三十日までに、均等割と法人税割が課税される法人は、その

▲法人市民税



▲固定資産税

(課税標準)

国の税金である法人税額

税率
(14.5%)

法人税割

別表

法人の事業年度終了二ヵ月以内（税務署長の承認を受けたものは三ヵ月）にそれぞれ申告し、同時に納めることになっています。

日向市内に土地、家屋、償却資産を持っていて、これらの資産によって得る収益が、市の行政サービスと密接なつながりがあり、また、資産の所有者から市の行政経費の一部を負担していただくもので、市民税と共に日向市民としての会費のようなものです。

① 納税義務者（納めなければならないか）

一月一日現在日向市内にある土地、家屋、償却資産を持っていた人。

② 課税標準額（課税の対象となる金額）

ア、土地（田、畑、宅地、山林、牧場、原野、池沼、鉱泉、その他の土地）の評価額

イ、家屋（住宅、店舗、工場、倉庫、その他の建物）の評価額

ウ、償却資産（土地、家屋以外で、いろいろな事業の用に供することができ資産）の評価額

③ 税率、百分の一・六パーセント

④ 免税点（税金がかからない額）

日向市に、土地、家屋、償却資産を持っていて、一人につきそれぞれの課税標準額の合計額が次の額に満たない場合は課税されません。

土地の場合 十五万円

家屋の場合 八万円

償却資産 百万円

以下固定資産税の算定方法、申告と納期、課税台帳の縦覧については次号で説明します。なお詳しくは、市税務課（電話②二二一内線五一・五一七）へおたずねください。

こういうことは 法律で禁止されました —公職選挙法が一部改正—

金のかからない、公正な選挙を目ざし、第七十五国会で、公職選挙法が一部改正され、政治家や公職の候補者（国会議員・知事・市町村長・県市町村議会議員の現職者と立候補予定者）は、選挙のあるなしにかかわらず、贈り物や寄付行為をすることが禁止されました。私たちもまた、寄付や花輪などをねだることはやめましょう。

(一) 看板や立て札は
事務所が実在する場所に

公職の候補者または後援団体の政治活動のために使用する看板や立て札は、公職の候補者あるいは後援団体の事務所が実在する場所にしか掲示できません。

また、大きさも縦一尺五十センチ、横四十センチ以内となり、枚数も制限され、各事務所ごとに二枚までしか掲示できず、選挙管理委員会が交付した証票を表示しなければなりません。



入学・卒業のお祝い品やお金

- (二) 贈り物・寄付行為は
禁止されました
- 政治家や候補者などは、身辺をきれいにしなければなりません。そこで、選挙区内の人に、いかなる場合でも、また、選挙のあるなしにかかわらず、次のような贈り物や寄付行為をすることは全面的に禁止されました。
- (1) 出産・入学・卒業・就職などのお祝いに、品物やお金を贈ること。
- (2) お中元やお歳暮を贈ること。



開店祝いの花輪

- (3) 落成式や開店祝いの花輪を贈ること。
- (4) 結婚のお祝い金やお祝いの品物を贈ること。
- (5) お葬式の香典や花輪、供え物などを贈ること。
- (6) お祭りのときにお金を寄付したり、お酒などを届けること。
- (7) 旅行する人に、せん別を贈ること。
- (8) 町内会や老人会などの集まりにお金を寄付したり、食事やお酒を届けること。
- (9) 町内会などの団体旅行の際、弁

(三) みんなの力で きれいな選挙を

今年は、明治二十三年に国民が初めて国政に参加してから八十五周年目という意義深い年にあたります。

大正十四年に「普通選挙法」が制定され、昭和二十年には婦人にも参政権が与えられるようになって三十年です。

これまで多くの人たちの苦勞によって、今日の選挙制度ができたのです。私たちは今こそ「選挙を



お中元やお歳暮

お祭りの寄付やお酒
お葬式の香典・
花輪供え物など





私たちが、清潔で快適な生活を営むためには、下水道の完備は欠かせないものです。

「下水道」は、家庭の台所や便所、風呂場などから流れ出る汚水を排除し、科学的処理によって、きれいな水にして川に放流される施設です。

ところで市では、みなさんから下水道促進の一環として、標語・作文を募集したところ、多数の応募作品がありました。審査の結果

「下水道ぼくらといっしょ 明るくのびる」

(富小六年 植野義也)

下水道促進標語の入選作品決まる

次の作品が最優秀賞に選ばれました。

なお、標語の中学・高校生の部と作文については、残念ながら入賞該当作品がありませんでした。

◎ 標語

① 小学校の部

▼ 最優秀賞

「下水道ぼくらといっしょ明るくのびる」

▼ 優秀賞

「はげましがんばりみんなてつこう下水道」

「しあわせな日向市つくる下水道」

「きれいな町をみんなにこに下水道」

「下水道地で働く市民の幸福」

② 一般の部

▼ 最優秀賞

「さわやかな町と暮らしに下水道」

▼ 優秀賞

「下水道は住みよい町の道しるべ」

「いつまでも価値ある守り下水道」

「下水道備えて理想の都市づくり」

「下水道造ってふくらむ郷土の魅力」

(平 岩)

永翁鏡子さん

広島 学さん

黒木芳隆さん

柏田裕子さん

高木逸子さん

中城茂喜さん

山里和仁さん

永翁みかさん

奈須恵美さん

植野義也さん

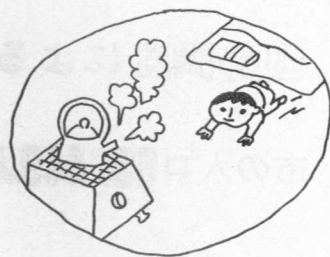
正しく使おう 暖房器具

いよいよこの家庭でも暖房器具が使われ始めます。

しかし、毎年暖房器具の取り扱い不注意や器具が不十分のために火災が発生しています。

そこで、次の点に注意して、暖房器具による事故を起こさないようにしたいものです。

- ① 使用前には、器具の手入れや点検をする。
- ② 故障しているものは、完全に修理してから使用する。
- ③ カーテン、ふすまなどの燃えやすいものが近くにある場所では使用しない。
- ④ 出入口、通路となる場所では使用しない。
- ⑤ ストープの上や近くに洗たく物などを干さない。
- ⑥ 点火しているときに持ち運んだり、燃料の補給をしない。



ところで、日向市火災予防条例により、今後新たに石油ストーブを購入されるときは、対震自動消火装置（地震などで倒れた場合に自動的に消火する装置または、自動的に燃料の供給をストップさせる装置）の付いたものにするようにしてください。また、現在使用している石油ストーブは、昭和五十二年九月一日から使用できなくなりました。

なお、対震自動消火装置付き石油ストーブについて、くわしく知りたいかたは、遠慮なく市消防署（電話②二二一内線六一三）におたずねください。

- ⑦ 給油中にこぼれた燃料は、きれいにふきとっておく。
- ⑧ 定められた以外の燃料を使用しない。
- ⑨ 寝る前や使い終わったときには火が消えたことを確認する。
- ⑩ ときどき空気の入替えをする。

市総合文化祭 カメラルポ

第11回市総合文化祭は、11月3日を中心に文化部門、体育部門が各会場で、華やかに行われました。

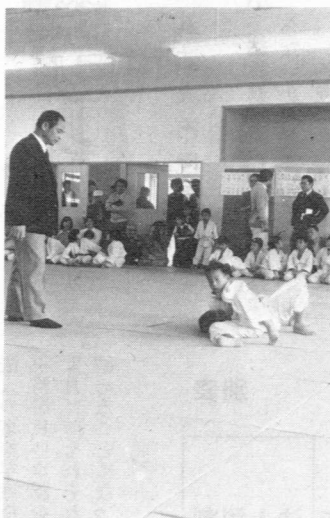
そこで今回は、そのいくつかを写真でご紹介します。



▲ 菊花展「りっぱなもんじゃの」



▲ 校区対抗囲碁大会
「ウーン!! 困ったぞ」



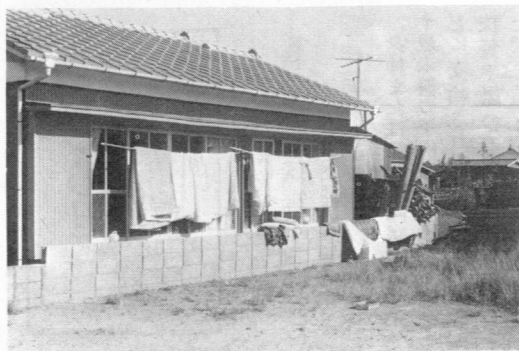
▲ 柔道大会
「早く1本をとって
くれないかナア」



▲ 絵画展
「上手だナア」



▲ 剣道大会
「メーッ!!」



寒くなると台所のお仕事はつらいものです。ちょっと水に手を入れただけで、からだ中に水のつめたさが伝わってくるような気がします。宿命といつては少しオーバーですが、主婦と水とのかかわり合いは、むかしから切り離せません。炊事も洗たくも水が必要です。とくに、寒くなるとこの水仕事で手が荒れるかたは、冬をいちはんいやがります。

奥さま ちよつと

たしかに荒れ性のかたは水仕事がいちばんニガ手でしょう。が、水仕事は直接手を荒れさせているというのはいちがいがいいです。水仕事をしている最中は、決して手は荒れるものではありません。要は、あとの手入れが問題なのです。

ひと仕事終わったら、よく水分をふきとってまめにハンドクリームなどをつけ、失った脂肪分を補っておくことが大切なのです。

しかし、あとの手入れといっても、においの強い化粧料を含んだクリームは避けたほうが無難でしょう。というのは、そのすぐあとまた包丁を使ったり、食器を手にしなければならぬときなど、においをうつす心配があります。

普通に、におう化粧品の香料がおおってくるのはいやなものです。また、これからは暖かく寝る工夫が必要となってきます。

暖かく寝るというのは、なにもたくさんかけて寝たり、電気毛布を使用するばかりが能ではありません。からっと晴れた日には、必ず寝

ふつと
の味

イカめし

材料
イカ、米、塩、砂糖、しょう油
化学調味料

作り方
1、イカを胴と足の部分にさばく(胴の部分は塩味をつけておく)
2、米百粒に対して水百十粒、

イカずし

材料
イカ六匹、塩少量
米カップ四杯
(合わせ酢)

酢 大さじ五杯
塩 大さじ一杯半

塩一匁(またはしょう油五匁)
砂糖少々、化学調味料少々
割合でごはんを炊く。(イカの足の部分を小さく切っていっしょに炊いても良い)
3、ごはんが炊きあがったらイカの胴に五分の割合でこれをつめ、蒸し器でむす。

作り方
1、イカは足とわたを抜いて洗い塩湯でサッとゆでてザルにとり、水を切っておく。
2、米は炊く前二十分に洗い、同量の水で炊く。
3、合わせ酢を作る。
4、卵をよくとき、いり卵を作るグリーンピースは熱湯に通す
5、炊きあがったごはんは3と4を加えてイカにつめる。

具を戸外へ出して日に当てて使うことです。日に当てたらまだ日の落ちないうちに取りこみます。ほかほかとした綿のぬくもりはお金では買えない暖かさです。

寝間着も、夏とちがって毎日お洗たくというわけにはまじりませんから晴れてさえいたら、日に当てて乾して着るといふ習慣をつけたいものです。

ただし、ラバフォーム製の寝具は、直接日光に当てると老化を早めますから、ちよつと日をささぎって、風通しのよいところに広げて干します。

また、サテンなどの掛けぶとんは、シーツをかけたまま乾すと色やけを防ぎます。

あなたの年金は
だいじょうぶ？

国民年金の老齢年金を受けるためには、一定年数以上保険料を納めなければなりません。

ところが、国民年金に加入しながら、保険料を二年以上未払いにすると時効となり、年金を受けられなくなります。

そこで、納付期限から二年以上経過し、年金を受ける資格を失った人にも将来年金を受けることができるように保険料の特例納付という制度ができており、時効分の

保険料を月九百円の割で納めることによって、年金の受給資格が得られます。

この特例納付の期限は、今年の十二月三十一日までで、これを過ぎると特例納付は認められなくなりますので、該当されるかたは、早めに手続きをしてください。

なお、ご不明な点については、遠慮なく市民課国民年金係(電話②二一―内線五三七)へおたずねください。



小学校陸上教室、開かれる

小学校陸上教室が、4日午前10時から富高小学校グラウンドで行われました。この教室には、市内9つの小学校から6年生男女888人が参加しました。

参加選手は、リレー、走り高跳び、走り幅跳びなどの競技に出場し、日ごろの健脚を競いました。



重度心身障害児通園施設 「もくせい園」開園

重度心身障害児通園施設「もくせい園」がこのほど、財光寺に開園しました。現在この施設には、トランポリン、ローラー滑り台、平均台などの機能回復訓練用器具が備えつけられていますが、今後同園を利用する身障者の状況に応じて、徐々に訓練設備をふやしていくつもりです。

カメラ さんぽ

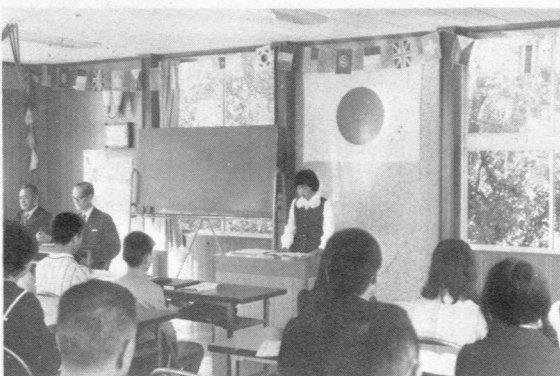
高齢者学級生「花木」を植樹

畑浦高齢者学級生は、このほど公民館に、もくせい、つつじ、もっこく、ひとつば、さんごじゆなど50種類の花木を植樹しました。この植樹は、畑浦公民館で遊ぶ子供や孫たちが、樹木を大切に自然を愛する心を養うと同時に、植樹された花木の名まえを覚えてもらおうという目的で実施したものです。



子供の声を聞く会 開かれる

「子どもの声を社会に反映させよう」と、子どもの声を聞く会が11日社会福祉協議会ホールで開かれました。市内の小・中学校の代表15人のよい子たちが、「こんな人になりたい」、「おとなへの願い」「あすをになう私たちの郷土づくり」などのテーマで5分ほどの意見を述べました。



国勢調査による

市の人口 **53,449人**

市企画課統計係は、十月一日全国一斉に行われた国勢調査による市の人口(概数)をまとめました。これによると、十月一日現在の市人口は、五万三千四百四十九人で、内訳は、男二万五千二百九十九人、女二万八千八百五十八人となっており、五年前に行われた国勢調査のときより、全体で六千二十九人増えています。

また、世帯数は、一万五千二百四十四世帯となっています。

このように人口集計がスムーズにできたことは、市民のみなさんのご理解とご協力があったからです。どうもありがとうございます。



おしらせ



特別児童扶養手当の支給範囲拡大

身体または精神に障害がある二十歳未満の子供を養育する父母などに支給されている、特別児童扶養手当の範囲が広がられました。

今まで障害の程度が重度であったのが、中度の障害となりました。手当の額は、重度が月額一万八千円、中度が一万二千円です。

新しく該当される人は、印鑑と身体障害者手帳（療育手帳）を持って市福祉事務所で申請してください。

なお、くわしくは市福祉事務所の厚生係（電話②二二一内線五六四）へおたずねください。

新成人者（有権者）の感想文を募集します

市教育委員会では、来年成人式を迎えるかたの感想文を募集していますので、ふるってご応募してください。

▼内容「成人の日」を迎え、新成人者または社会人として、とくに地方自治や国政への参加について感じたり考えていること
▼枚数四百字づつめ原稿用紙八枚以内

▼応募資格昭和三十年四月二日から昭和三十一年四月一日までに生まれたかたで、日向市の成人式に参加する人

▼原稿締め切り昭和五十年十二月十日（水）

▼提出先市教育委員会社会教育課（本町十番五号）

▼選考応募作品のうちから三編を選び、成人式当日に二編（男女）を発表していただきます。

▼賞品選考された三編について成人式当日記念品を贈呈します

▼応募上の注意応募者の住所、氏名、性別、生年月日、勤務先を原稿の末尾に明記してください。（字数制限外）

成人式典の参加申込みは早目に

市では、来年一月十五日に、新しく二十歳を迎える青年を祝います「成人式典」を行います。

式典参加ご希望のかたは、氏名住所（詳細に）、生年月日、勤務先、世帯主名を市教育委員会社会教育課（本町十番五号、電話②二二一内線四三六）まで、電話で

も結構ですからご連絡ください。申込みをされたかには、後日はがきで案内状を差しあげます。

なお、申込みは、十二月十日で締め切ります。

手続きをしないと

児童手当がもらえません

児童手当は、十八歳未満の子どもが三人以上いて、三番目の子どもが義務教育終了前（中学校を卒業していない子ども）であれば、その保護者に月額五千元が支給されます。

これに該当されるかたは、市福祉事務所で手続きをしてください。

なお、転出、転居、出生などの異動が生じた場合にも届け出るようにしてください。

遺族をさがしています

今年是被爆三十周年を迎えたわけですが、いまだに広島市の平和公園内原爆供養塔には、名前などが判明しながら遺族のわからない遺骨が安置してあります。

この遺骨が遺族のもとへ一日でも早く帰られることを願って、遺族調査を行っていますので、該当される遺族は、市福祉事務所までご連絡ください。

休日在宅医

〓 十二月中 〓

休日在宅医は、日曜・祭日などの休日に急患が発生したときに、治療が受けられるようにと設けられたものです。緊急の診療を要する場合には、次の病院をご利用ください。

▼十二月七日

・橋口医院（電話②二六〇〇）

・永田医院（電話②三三八八）

・田中医院（電話②二五一五）

▼十二月十四日

・渡辺病院（電話⑦一〇一一）

・篠島（整）医院（電話③八一九一）

・高木医院（電話②四三一一）

・黒木医院（電話②六〇五五）

▼十二月二十一日

・白石病院（電話門川③一三六五）

・山中医院（電話②二六六六）

・此元医院（電話③五四八八）

▼十二月二十八日

・松岡医院（電話②五四〇七）

・沼田医院（電話③三七八五）

・三ヶ尻医院（電話②五五五七）

▼十二月二十九日

・浦上医院（電話②二九三六）

・山口医院（電話②二〇三三）

・田中（眼）医院（電話③四〇〇九）

▼十二月三十日

係から

最近一部の地区で、市からのお知らせ文書、市広報などの配布が遅れているという苦情や電話がきます。

回覧文書やお知らせ文書には、市民のみなさんに関係の深い重要な事項が記入されています。とくに期間の定められたお知らせがありますので、早目に回覧するようにみんなで協力しましょう。

回覧板は早く



・寺尾医院（電話門川③一四四七）
・佐藤医院（電話②三三三四）
・児玉医院（電話②二五三〇）
・鮫島病院（電話②四〇四三）
▼十二月三十一日
・和田病院（電話②二〇四五）
・滝井医院（電話②二四〇九）
・大平医院（電話②三三三七）